



**長野県告示第492号**

令和2年9月4日専決処分した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

令和2年度長野県一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	200,411,539	39,000	200,450,539
歳入合計	1,041,489,210	39,000	1,041,528,210

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
8 商工費	92,020,408	39,000	92,059,408
歳出合計	1,041,489,210	39,000	1,041,528,210

財政課

**長野県告示第493号**

令和2年9月24日成立した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

令和2年度長野県一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	200,450,539	1,836,742	202,287,281
13 繰越金	473,793	7,000	480,793
歳入合計	1,041,528,210	1,843,742	1,043,371,952

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
8 商工費	92,059,408	1,843,742	93,903,150
歳出合計	1,041,528,210	1,843,742	1,043,371,952

財政課

**長野県告示第494号**

令和2年10月9日成立した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 令和2年度長野県一般会計補正予算(第7号)

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	198,477,000	923,861	199,400,861
7 分担金及び負担金	2,554,280	13,983	2,568,263
8 使用料及び手数料	16,873,291	△ 8,561	16,864,730
9 国庫支出金	202,287,281	27,090,254	229,377,535
11 寄付金	691,728	△ 700	691,028
12 繰入金	23,032,322	△ 20,938	23,011,384
13 繰越金	480,793	2,228,846	2,709,639
14 諸収入	82,623,613	31,277,835	113,901,448
15 県債	139,779,000	12,206,000	151,985,000
歳入合計	1,043,371,952	73,710,580	1,117,082,532

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	60,194,917	88,491	60,283,408
3 民生費	140,903,991	2,480,123	143,384,114
4 衛生費	43,692,417	8,755,311	52,447,728
5 労働費	2,750,674	479,440	3,230,114
6 環境費	3,727,989	△ 1,873	3,726,116
7 農林水産業費	46,358,770	3,456,111	49,814,881
8 商工費	93,903,150	35,958,996	129,862,146
9 土木費	147,581,868	9,581,003	157,162,871
10 警察費	45,713,971	△ 10,521	45,703,450
11 教育費	203,360,148	△ 170,889	203,189,259
12 災害復旧費	28,066,115	13,094,497	41,160,612
13 公債費	122,602,389	△ 109	122,602,280
歳出合計	1,043,371,952	73,710,580	1,117,082,532

## 2 繰越明許費

県営かんがい排水事業費ほか29件 金額 23,286,922 千円

## 3 債務負担行為補正

長野県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給ほか4件 限度額 7,191,765 千円

## 4 地方債補正

農業農村整備事業費ほか6件 限度額 12,206,000 千円

## 令和2年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

## 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	3,415	2,334	5,749
歳入合計	437,650	2,334	439,984

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 事務費	10,309	2,334	12,643
歳出合計	437,650	2,334	439,984

## 令和2年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

## 会計名

流域下水道事業会計(第1号)

既決予定額

23,609,959

補正予定額

4,317,000

計

27,926,959

長野県告示495号

令和2年10月9日成立した令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

令和2年度長野県一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	199,400,861	7,686	199,408,547
9 国庫支出金	229,377,535	4,000,011	233,377,546
14 諸収入	113,901,448	28,000	113,929,448
歳入合計	1,117,082,532	4,035,697	1,121,118,229

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	143,384,114	2,356,500	145,740,614
4 衛生費	52,447,728	1,679,197	54,126,925
歳出合計	1,117,082,532	4,035,697	1,121,118,229

財政課

長野県告示第496号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
小池 直樹	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸	駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院
小坂 利幸	心臓	伊那市荒井3406 おさか循環器クリニック
玉城 温子	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	松本市巾上9-26 医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院
滝 美波	心臓	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
麻生 真一	心臓	北安曇郡池田町大字池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院
柳澤 文彦	肢体不自由 呼吸器	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院
角田 義弥	呼吸器	佐久市岩村田天神堂3612-36 医療法人 優和会 角田医院分院

近藤 恭史	平衡 肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
磯部 文洋	肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
横田 陽	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
日野 雅仁	肢体不自由	北安曇郡池田町池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院
中村 麗那	小腸 肝臓	北安曇郡池田町池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院
南里 和紀	肢体不自由	北佐久郡軽井沢町大字長倉2375-1 軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院

障がい者支援課

## 長野県告示第497号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
福島 健太郎	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人 国立病院機構 信州上田医療センター	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院
保坂 正人	松本市波田4417-180 市立松本病院	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院
荒井 義和	飯田市八幡町438 飯田市立病院	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
本山 博章	駒ヶ根市上穂南11-5 医療法人公仁会 前澤病院	北安曇郡池田町池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院

障がい者支援課

## 長野県告示第498号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
加沼 戒三	大町市美麻11810-1 美麻村国民健康保険診療所	令和2年7月31日

鈴木 忠

北佐久郡御代田町大字御代田4107-40  
医療法人社団  
御代田中央記念病院

令和2年8月25日

丸田 福門

松本市旭3-1-1  
信州大学医学部附属病院

平成19年7月9日

障がい者支援課

長野県告示第499号

長野県希少野生動物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第32条第3項の規定により、次の保護回復事業の事業計画を認定しました。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 認定を受けた者の住所及び氏名  
千曲市桜堂268-1 千曲市歴史文化財センター内  
姨捨の棚田オオルリシジミ保存会 会長 小林 千春
- 2 認定を受けた保護回復事業の事業計画  
姨捨の棚田オオルリシジミ保護回復事業計画

自然保護課

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中川村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第500号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県告示第501号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び川上村役場に備え置きます。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
秋山	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	南佐久郡川上村	秋山		851番1	1号
		〃	〃		820番3	2号
		〃	〃		819番1	3号
		〃	〃		241番1地先道	4号及び5号
		〃	〃		813番	6号
		〃	〃		732番	7号
		〃	〃		733番地先道	8号
		〃	〃		704番	9号
		〃	〃		707番	10号
		〃	〃		689番	11号
		〃	〃		690番4	12号
		〃	〃		744番	13号
		〃	〃		796番2地先道	14号
		〃	〃		818番2	15号

砂防課

**長野県告示第502号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

落倉(1)、清水沢南、立の間裏、一の沢北、夏出、薄葉沢北、善鬼堂下、青鬼上、宮の脇、堂念坊、横麻草裏、蕨平(4)、城嶺神社下、八方(7)、八方(8)及び咲花(2)

## 2 指定の区域

白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第503号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

落倉(1)、清水沢南、立の間裏、一の沢北、夏出、薄葉沢北、善鬼堂下、青鬼上、宮の脇、堂念坊、横麻草裏、蕨平(4)、城嶺神社下、八方(7)、八方(8)、咲花(2)、通(1)、通(2)、通(3)、通(4)、倉下(19)、倉下(20)、倉下(21)及び咲花(5)

## 2 指定の区域

白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第504号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

落倉(1)、清水沢南、一の沢北、夏出、薄葉沢北、城嶺神社下、八方(7)、八方(8)及び咲花(2)

## 2 指定の区域

白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第505号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

落倉(1)、清水沢南、立の間裏、一の沢北、夏出、薄葉沢北、善鬼堂下、青鬼上、宮の脇、堂念坊、横麻草裏、蕨平(4)、城嶺神社下、八方(7)、八方(8)、咲花(2)、通(1)、通(2)、通(3)、倉下(19)、倉下(20)、倉下(21)及び咲花(5)

## 2 指定の区域

白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するのとおり

砂防課

**長野県告示第506号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

から沢

## 2 指定の区域

白馬村及び大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所、大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第507号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
滝の沢南
- 2 指定の区域  
白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第508号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
海道沢、どうろく東沢及び清水沢川
- 2 指定の区域  
白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第509号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
から沢
- 2 指定の区域  
白馬村及び大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所、大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第510号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
滝の沢南
- 2 指定の区域  
白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

砂防課

**長野県公安委員会告示第73号**

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

令和2年10月19日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

- 1 指定を受けた者の名称  
一般財団法人長野県交通安全協会
- 2 変更事項  
変更後 藤澤 秀敬  
変更前 高波 謙二
- 3 変更年月日  
令和2年6月16日

交通企画課